

# Business calendar

## 2023.12 December

給与振込の时限：振込指定日の3営業日前の16時まで

営業日とは、土日祝祭日を除く日です。給与振込の多い日に色を付けていますが、色がついていない日付でも振込指定日として指定可能です。

※土日祝祭日と金融機関休業日は振込指定日としてご指定頂けません。下記カレンダーは10、15、20、25、月末日が土日祝祭日の場合、前営業日に前倒しすることを前提に作成しております。

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
26	27	28	29	30	01	02
03	04	05 12月8日給与時限 16:00まで	06	07	08 給与振込 ※12月10日(日)の為	09
10	11	12 12月15日給与時限 16:00まで	13	14	15 給与振込 12月20日給与時限 16:00まで	16
17	18	19	20 給与振込 12月25日給与時限 16:00まで	21	22	23
24	25 給与振込	26 12月29日給与時限 16:00まで	27	28	29 給与振込 ※12月31日(日)の為	30
休業日 31	01					

### 🔔 12月の税務・労務チェックリスト

#### 税務

- 10日  11月徴収分源泉所得税・住民税の納付
- 20日  7～12月分源泉徴収所得税の納期限の特例届出書の提出
- 末日  10月決算法人の確定申告・納付  
(法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
- 4月決算法人の中間(予定)申告・納付  
(法人税、消費税、法人事業税、法人住民税)
- 1月・7月決算法人の消費税の中間(予定)申告・納付  
※直前消費税確定申告400万円以下は要しない
- 1/31  源泉徴収票の給与所得者への交付  
※実務上は12月の給与支払日
- 12月中  固定資産税・都市計画税の納付(第3期分)  
※市町村の条例で定める日
- 給与所得者の年末調整
- 給与所得者の扶養控除申告書の提出  
(翌年最初の給与支払日の前日まで)  
※実務上は下記と一緒に給与支払者に提出
- 給与所得者の保険料控除申告書・住宅取得控除申告書  
(2年目より)の提出 ※給与支払者に提出

#### 労務

- 10日  一括有期事業開始届(11月分)の提出
- 末日  健康保険・厚生年金の保険料納付
- 健康保険印紙受払等報告書提出
- 雇用保険印紙保険料納付(使用)状況報告書提出

◎当該日が土日祝祭日等の場合にはこのスケジュールに該当しない場合がありますのでご注意ください